

広島県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十四年四月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	事 項	変 更 後	
病 院	広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院	府中市鶴飼町五五番地三	名 称	地方独立行政法人府中市病院機構府中市民病院	
病 院	府中市立府中北市民病院	府中市上下町上下二一〇番地	名 称	地方独立行政法人府中市病院機構府中北市民病院	
			所在地	府中市上下町上下二一〇番地	